

出願意匠「物品の操作の用に供される画像」拒絶査定審決取消請求事件：知財高裁平成 28(行ケ)10239・平成 29 年 5 月 30 日（2 部）判決＜請求棄却＞  
→特許ニュース No. 14519

### 【キーワード】

「意匠」の定義（意 2 条 1 項）→物品の操作の用に供される画像（意 2 条 2 項）, 「意匠」の登録要件→工業上利用性（意 3 条 1 項柱書）, 部分意匠

### 【事案の概要】

本件は、意匠登録出願の拒絶査定不服審判請求に対する不成立審決の取消訴訟である。争点は、後記本願部分の画像が意匠法 2 条 2 項の「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像」を構成し、その結果、本願意匠が同法 3 条 1 項柱書の「工業上利用することができる意匠」に当たるか否かである。

#### 1 特許庁における手続の経緯

原告（三菱電機株式会社）は、平成 27 年 3 月 16 日、意匠法 14 条 1 項により 3 年間秘密にすることを請求し、物品の部分について意匠登録を受けようとする意匠登録出願をしたところ（意願 2015-5576 号。甲 1。以下「本願」という。）、同年 11 月 11 日付けで拒絶理由通知を受け（甲 3）、同年 12 月 24 日、「意匠に係る物品の説明」を補正する手続補正をしたが（甲 5）、平成 28 年 2 月 17 日付けで拒絶査定を受けたので（甲 6）、同年 6 月 14 日、拒絶査定不服審判請求を行った（不服 2016-8799 号。甲 7）。

特許庁は、平成 28 年 10 月 5 日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同月 18 日、原告に送達された。

#### 2 本願意匠

本願の意匠登録を受けようとする意匠（以下「本願意匠」という。）は、別紙第 1 のとおりである（以下、本願において、意匠登録を受けようとする部分を「本願部分」という。）。

#### 3 審決の理由の要点

(1) 物品と一体として用いられる、自動車周囲の路面、組み立て駐車場、あるいは展示場の床板等の表示機器（以下「表示機」という。）に表される画像を含む意匠について意匠登録を受けようとする場合は、意匠に含まれる画像が意匠法 2 条 2 項において規定する物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であることが必要である。

しかし、本願部分の縮小画像図 1～16 には操作のための図形等が一つも表れておらず、これらの縮小画像図 1～16 を全体として見たとしても、自動車の開錠操作、エンジンの始動操作、及び自動車の前進若しくは後進の操作に用いられるものとは認められず、単に自動車の開錠から発進前までの自動車の各作動状態を表示機に表示しているにすぎない。

そうすると、本願部分の画像は、意匠法 2 条 2 項所定の画像を構成するとは

認められないから、本願部分の画像は、意匠法上の意匠を構成するとは認められない。

したがって、本願意匠は、意匠法3条1項柱書に規定する「工業上利用することができる意匠」に該当しないから、意匠登録を受けることができない。

(2) 自由に肢体を動かさない者が行う、モニター等に表示される文字を選択するための画像や、音声認識させるための発声などによる操作のための画像とは異なり、本願部分の画像には、運転者が自動車を前進させるための操作ボタン等の画像が何も表示されていない。また、表示された画像を用いて操作を行うことによってシフトレバーが作動するのではなく、運転手がシフトレバーを作動させた結果、その時の自動車の状態の画像が表示機に表示されるものである。

したがって、本願部分の画像は、運転者が自動車を前進させるための操作の用に供する画像とは認められない。

### 【判 断】

当裁判所は、原告主張の審決取消事由は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおりである。

1 意匠法2条2項は、「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であって、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」は、同条1項の「物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」に含まれ、意匠法上の意匠に当たる旨を規定する。同条2項は、平成18年法律第55号による意匠法の改正（以下「平成18年改正」という。）によって設けられたものである。

ところで、平成18年改正前から、家電機器や情報機器に用いられてきた操作ボタン等の物理的な部品を電子的な画面に置き換え、この画面上に表示された図形等からなる、いわゆる「画面デザイン」を利用して操作をする機器が増加してきていた。このような画面デザインは、機器の使用状態を考慮して使いやすさ、分かりやすさ、美しさ等の工夫がされ、家電機器等の品質や需要者の選択にとって大きな要素となっていており、企業においても画面デザインへの投資の重要性が増大している状況にあった。

しかしながら、平成18年改正前においては、特許庁の運用として、意匠法2条1項に規定されている物品について、画面デザインの一部のみしか保護対象としない解釈が行われ、液晶時計の時計表示部のようにそれがなければ物品自体が成り立たない画面デザインや、携帯電話の初期画面のように機器の初動操作に必要な画面デザインについては、その機器の意匠の構成要素として意匠法によって保護されるとの解釈が行われていたが、それら以外の画面デザインや、機器からの信号や操作によってその機器とは別のディスプレイ等に表示される画面デザインについては、意匠法では保護されないとの解釈が行われていた（意匠登録出願の願書及び図面の記載に関するガイドライン—基本編—液晶表示等に関するガイドライン〔部分意匠対応版〕）。

そこで、画面デザインを意匠権により保護できるようにするために、平成1

8年改正により、意匠法2条2項が設けられた。

このような立法経緯を踏まえて解釈すると、同項の「物品の操作…の用に供される画像」とは、家電機器や情報機器に用いられてきた操作ボタン等の物理的な部品に代わって、画面上に表示された図形等を利用して物品の操作を行うことができるものを指すというべきであるから、特段の事情がない限り、物品の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるものをいうものと解される。

これを本願部分についてみると、本願部分の画像は、別紙第1のとおりのものであって、「意匠に係る物品の説明」欄の記載（補正後のもの、別紙第1）を併せて考慮すると、画像の変化により運転者の操作が促され、運転者の操作により更なる画像の変化が引き起こされるというものであると認められ、本願部分の画像は、自動車の開錠から発進前（又は後退前）までの自動車の各作動状態を表示することにより、運転者に対してエンジンキー、シフトレバー、ブレーキペダル、アクセルペダル等の物理的な部品による操作を促すものにすぎず、運転者は、本願部分の画像に表示された図形等を選択又は指定することにより、物品（映像装置付き自動車）の操作をするものではないというべきである（甲1，5）。

そうすると、本願部分の画像は、物品の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるものということとはできない。また、本願部分の画像について、特段の事情も認められない。

したがって、本願部分の画像は、意匠法2条2項所定の「物品の操作…の用に供される画像」には当たらないから、本願意匠は、意匠法3条1項柱書所定の「工業上利用することができる意匠」に当たらない。

2 原告は、平成18年改正により意匠法2条2項が設けられた趣旨は、形態が、物品と一体として用いられる範囲において、「物品の操作…の用に供される画像」に関するデザインを広く保護しようとすることにあり、それ以上に保護対象を限定する意図は読み取れず、本願部分の画像は、「映像装置付き自動車」という物品における「走る」という機能を発揮できる状態にするための、シフトレバー等の操作の用に供されるものということができるから、同項の要件に適合すると主張する。

しかしながら、同項が設けられた趣旨、これを踏まえた同項の「物品の操作…の用に供される画像」の意義は、前記1のとおりであり、これによると、本願部分の画像が「物品の操作…の用に供される画像」に当たらないことも、前記1のとおりである。原告は、本願意匠に係る物品の「操作」は、「機械など」に相当するシフトレバーをあやつって働かせることであり、「一定の作用効果や結果」に相当する「走る」機能を得るために、「物品の内部機構等」に相当するトランスミッション等に指示を与えるものであると主張するが、ここでいう「映像装置付き自動車」という「物品の操作」とは、「走る」という機能を発揮できる状態にするための「一定の作用効果や結果」を得るために「物

品の内部機構等」であるトランスミッション等に対し指示を与えることをいうのであるから、シフトレバー等は、あやつって働かせる対象である「機械など」に相当するものではなく、「物品の操作の用に供される」ものであって、このシフトレバー等「の操作の用に供される画像」であるか否かを検討しても、意匠法2条2項所定の画像であることが認められるものではない。

したがって、原告の主張は、理由がない。

**3** 原告は、審決が、①操作ボタン等の画像が表示されること、②表示された画像を用いて操作を行うものであることを、意匠法2条2項所定の画像に当たるかの判断基準としたことが、これまでの意匠登録例（甲9～11）に照らしても同項の解釈として誤りであると主張する。

しかしながら、同項が設けられた趣旨、これを踏まえた同項の「物品の操作…の用に供される画像」の意義は、前記1のとおりであり、これと同旨と解される上記判断基準に誤りはない。

また、前記1の同項の解釈は、これまでの意匠登録例により直ちに左右される性質のものではないから、甲9～11に基づく原告の主張を採用することはできない。

したがって、原告の主張は、理由がない。

**4** 原告は、被告が、物品の内部機構等に指示を与えるための図形等が選択又は指定可能に表示され、物品の内部機構等に指示を与えることができることが認識可能に表示される画像であることを、意匠法2条2項所定の画像の要件としたことが、十分な根拠なく条文を限定解釈して恣意的に要件を定めたものであり、客観的な判断基準として不適切であると主張する。

しかしながら、同項が設けられた趣旨、これを踏まえた同項の「物品の操作…の用に供される画像」の意義は、前記1のとおりである。前記1の同項の解釈は、同項が設けられた立法経緯を踏まえて、同項の「操作の用に供される」という文言を解釈し、同項の「物品の操作の用に供される画像」の意義を明らかにしたものであり、同項の文言を離れて恣意的に要件を定めたものではない。また、前記1の同項の解釈が、客観的な判断基準として不適切であるとする根拠はない。

したがって、原告の主張は、理由がない。

**5** 原告は、本願部分の画像は、縮小画像図1～16の一連の画像が、その画像の変化により運転者の操作が促されると同時に、その運転者の操作により更なる画像の変化を引き起こすというように、画像変化と操作がインタラクティブに連携して一体感を奏する「映像装置付き自動車」の開錠から前進及び後退までの、走る「操作の用に供される画像」ということができると主張する。

しかしながら、同項が設けられた趣旨、これを踏まえた同項の「物品の操作…の用に供される画像」の意義は、前記1のとおりであり、これによると、本願部分の画像が「物品の操作…の用に供される画像」に当たらないことも、前記1のとおりである。映像装置の故障等により本願部分の画像が表示されず、

本願部分の画像がなかったときでも、エンジンキー、シフトレバー、ブレーキペダル、アクセルペダル等の物理的な部品が正常であれば、映像装置付き自動車における「走る」という機能を発揮できる状態にするための「物品の操作」を行うことは可能である一方で、本願部分の画像が正常に表示されているときでも、エンジンキー、シフトレバー、ブレーキペダル、アクセルペダル等の物理的な部品が故障していれば、上記「物品の操作」を行うことはできないのであるから、このことからしても、映像装置付き自動車における「走る」という機能を発揮できる状態にするための「物品の操作の用に供される」ものは、エンジンキー、シフトレバー、ブレーキペダル、アクセルペダル等の物理的な部品であって、本願部分の画像ではないというべきである。

したがって、原告の主張は、理由がない。

6 原告は、本願部分の画像によって映像装置付き自動車を操作することは、「操作の用に供される画像」によってリモコンで遠隔操作を行う場合に相当するから、本願部分の画像は、これと同様に意匠法2条2項所定の画像に当たると主張する。

しかしながら、画像に表示された物品の操作に使用される図形等をタッチパネルにより直接的に選択又は指定せず、リモコンによる遠隔操作を行う場合であっても、画像上の図形等を選択又は指定する手段がリモコンに変わるだけで、物品の操作に使用される図形等を選択又は指定することには変わりはない。原告は、「操作の用に供される画像」によってリモコンで遠隔操作を行う場合には、「③操作されたリモコンは、(物品に対して)信号を発信し、この信号は、物品の内部機構に指示を与える。④物品は、内部機構に与えられた指示に従い、物品と一体として用いられる表示機器上の、操作の用に供される画像を変化(選択又は指定に相当)させる。」というステップを踏むとした上で、これと、本願部分の画像によって「映像装置付き自動車」を操作する場合における「③操作されたシフトレバーは、トランスミッションに対して指示を与える。④映像装置付き自動車は、トランスミッションに与えられた指示に従い、物品と一体として用いられる表示機器上の、操作の用に供される画像を変化させる。」とが1対1で対応していると主張するが、「操作の用に供される画像」によってリモコンで遠隔操作を行う場合に、③物品の内部機構であるトランスミッションに対してシフトレバー(の移動)が指示を与えることと対比すべきものは、画像に表示された物品の操作に使用される図形等(のリモコンによる選択又は指定)が物品の内部機構等に対して指示を与えることであって、画像上の図形等を選択又は指定する手段にすぎないリモコンを物品の内部機構に対して指示を与えるシフトレバーと対比する点において、失当である。

したがって、原告の主張は、理由がない。

## 結 論

よって、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

## 【論 説】

1. 本願意匠は、意匠法14条1項に基づく、設定登録日から3年間を指定した秘密意匠を請求した出願であったので、知財高裁の判決には出願意匠の全容は開示されないのではないかと思っただが、期待に反してその全容は開示されていたのである。けだし、出願図面の全容が開示されなければ、第三者には審決理由も判決理由も、全く理解することはできないことになるからである。

そこで願書を見ると、本願意匠に係る「意匠に係る物品」の項には「映像装置付き自動車」とあり、「意匠に係る物品の説明」の項には、「本物品は、映像装置を備えた自動車と、映像装置から照射され、自動車と一体として用いられる自動車周囲の路面、組立て駐車場、或いは展示場の床板等の表示機器に表示される各画像図とから成るものである。」と記載され、また自動車の一般的に想定できる機能は、『走る』・『曲がる』・『止まる』ことである。本物品の意匠登録を受けようとする各画像図は、『走る』機能を発揮できる状態にするための「操作の用に供する画像」である、と記載されているのである。

以下、1. 前進と、2. 後退とに分けて縮小画像図1～16を、使用状態を示す参考図1～16とともに並記しているのである。

さらに、「意匠の説明」には、「一点鎖線に囲われたエリアのみが部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である」と記載されているのである。すると、本願意匠は「部分意匠」としての出願であっただろうか。

しかしながら、裁判所の認定によれば、本願意匠の願書における「意匠の説明」の項には、前記のような記載があるというが、部分意匠として特定した場合には、当該部分意匠の範囲は図面上は実線で表現し、その他の部分は鎖線で表現することが意匠法規上の原則であるから、実線で表現された以外の部分は、出願意匠の構成態様を把握するためには、図面上は考慮する必要はないのである。しかも、本願意匠の場合にあっては、普通の部分意匠の出願ではないから、最初から議論の余地はないといわねばならないのである。

2. ところで、このような内容から成る本願意匠に対し、まず審判では、「物品と一体として用いられる自動車周囲の路面、組立て駐車場あるいは展示場の床板等の表示機器に表示される画像を含む意匠について意匠登録を受けようとする場合は、意匠に含まれる画像が意匠法2条2項において規定する物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であることが必要である。」と説示しているのに対し、出願人（審判請求人）が提出した願書には「本願部分の縮小画像図1～16には操作のための図形等が一つも表れておらず、これらの縮小画像図1～16を全体として見ても、自動車の開錠操作、エンジンの始動操作、及び自動車の前進若しくは後退の操作に用いられるものとは認められず、単に自動車の開錠から発進前までの自動車の各作動状態を表示機に表示しているにすぎない」ものであるから、本願部分の画像は、意匠法2

条2項所定の画像を構成するものとは認められないと認定し、したがって本願部分の画像は、意匠法上の意匠を構成するとは認められないものと判示し、本願意匠は法3条1項柱書に規定する「工業上利用することができる意匠」には該当しないから、意匠登録を受けることができないと判断したのである。

3. 次に、知財高裁にあっても特許庁の審決理由をそのまま採用し、原告（出願人）の主張を全面的に拒否したのである。

しかし、知財高裁の判決の論理は審決とはやや違い、平成18年の意匠法改正によって法2条2項の規定が導入された立法理由について、最初に説明しているのである。

即ち、平成18年改正前から、家電機器や情報機器に用いられてきた操作ボタン等の物理的な部品を電子的な画面に置き換え、この画面上に表示された図形等からなる「画面デザイン」を利用して操作する機器が増加していたことから、家電機器や情報機器に用いられていた操作ボタン等の物理的な部品に代わり、画面上に表示された図形等を利用して物品の操作を行うことができるものを指すというべきであるから、特段の事情がない限り、物品の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるものをいうと解されたのである。

すると、本願意匠の部分画像にあつては、物品の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるものということとはできないから、本願部分の画像は、意匠法2条2項所定の「物品の操作……の用に供される画像」に当たらず、法3条1項1号柱書所定の「工業上利用することができる意匠」に当たらない、と説示したのである。

これは、正に妥当な判断といえるのであり、意匠法2条2項の立法理由をまず正確に理解すべきであることを当業者に教示しているといえる。

4. 同一審判請求人によって知財高裁に請求された他の拒絶審決取消請求事件4件は、いずれも意匠法2条2項に規定する「物品の操作の用に供される画像」の定義規定に該当しないものであるから、登録対象にはならないという案件であり、審決の判断も、判決の判断もできなかったのである。したがって、出願人にあつてはまず、意匠法が保護対象とする「画像」という用語の概念を、正確に理解しておくようにすべきであろう。

5. 同一の原告（出願人）にあつては、本件意匠のほかに、①意願2015—5578号（不服2016—8801号／平成28（行ケ）10240号）、②意願2015—5579号（不服2016—8802号／平成28（行ケ）10241号）、③意願2015—5580号（不服2016—8803号／平成28（行ケ）10242号）についても係属していたが、いずれも請求棄却の判決が知財高裁第2部よってなされたことを付言しておく。

〔牛木 理一〕

意匠に係る物品 映像装置付き自動車

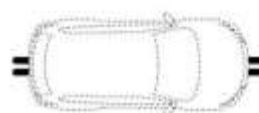
意匠に係る物品の説明 本物品は、映像装置を備えた自動車と、映像装置から照射され、自動車と一体として用いられる自動車周囲の路面、組み立て駐車場、或いは展示場の床板等の表示機器に表示される各画像図とからなるものである。自動車の「一般的に想定できる機能」は、『走る』、『曲がる』、『止まる』ことである。本物品の意匠登録を受けようとする各画像図は『走る』機能を発揮できる状態にするための「操作の用に供する画像」である。1. 前進。(1) 運転者あるいは同乗者が自動車を開錠「縮小画像図1 (使用状態を示す参考図1)」から「縮小画像図2 (使用状態を示す参考図2)」。(2) 運転者がエンジンを始動「縮小画像図3 (使用状態を示す参考図3)」。(3) 運転者が自動車を前進させるべく行為を実行「縮小画像図4 (使用状態を示す参考図4)」および「縮小画像図5 (使用状態を示す参考図5)」。(4) 自動車が走り始めるまで「縮小画像図6 (使用状態を示す参考図6)」、「縮小画像図7 (使用状態を示す参考図7)」および「縮小画像図8 (使用状態を示す参考図8)」が繰り返される。(5) 自動車が走る。2. 後退。(1) 運転者あるいは同乗者が自動車を開錠「縮小画像図9 (使用状態を示す参考図9)」から「縮小画像図10 (使用状態を示す参考図10)」。(2) 運転者がエンジンを始動「縮小画像図11 (使用状態を示す参考図11)」。(3) 運転者が自動車を後退させるべく行為を実行「縮小画像図12 (使用状態を示す参考図12)」および「縮小画像図13 (使用状態を示す参考図13)」。(4) 自動車が走り始めるまで、「縮小画像図14 (使用状態を示す参考図14)」、「縮小画像図15 (使用状態を示す参考図15)」および「縮小画像図16 (使用状態を示す参考図16)」が繰り返される。(5) 自動車が走る。

意匠の説明 一点鎖線に囲われたエリアのみが、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

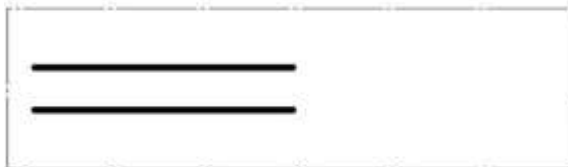
縮小画像図1



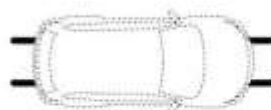
使用状態を示す参考図1



縮小画像図2



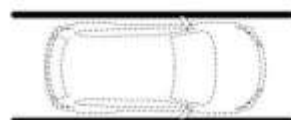
使用状態を示す参考図2



縮小画像図3



使用状態を示す参考図3

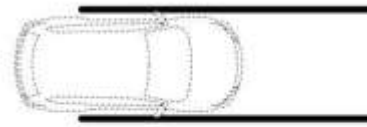




縮小画像図 4



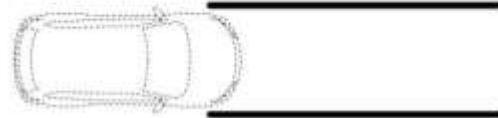
使用状態を示す参考図 4



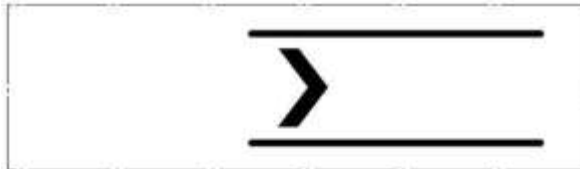
縮小画像図 5



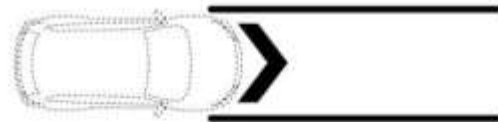
使用状態を示す参考図 5



縮小画像図 6



使用状態を示す参考図 6



縮小画像図 7



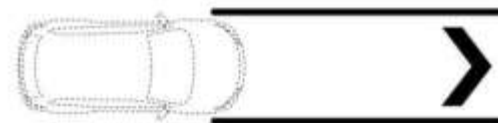
使用状態を示す参考図 7



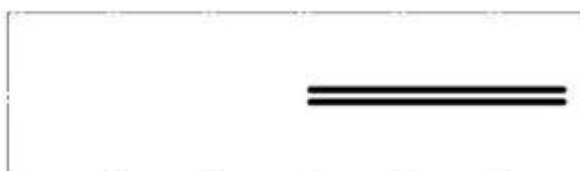
縮小画像図 8



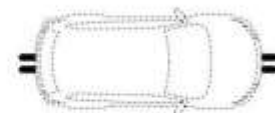
使用状態を示す参考図 8



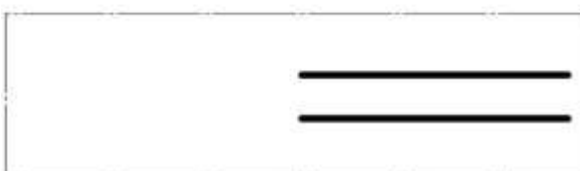
縮小画像図 9



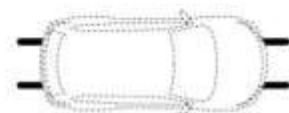
使用状態を示す参考図 9



縮小画像図 10



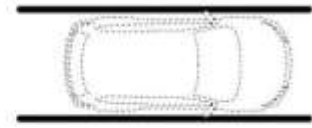
使用状態を示す参考図 10



縮小画像図 1 1



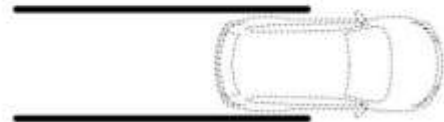
使用状態を示す参考図 1 1



縮小画像図 1 2



使用状態を示す参考図 1 2



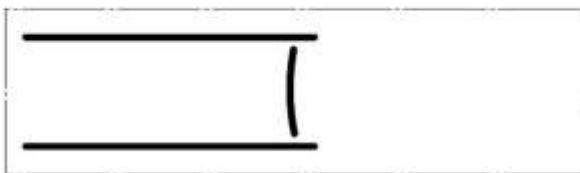
縮小画像図 1 3



使用状態を示す参考図 1 3



縮小画像図 1 4



使用状態を示す参考図 1 4



縮小画像図 1 5



使用状態を示す参考図 1 5



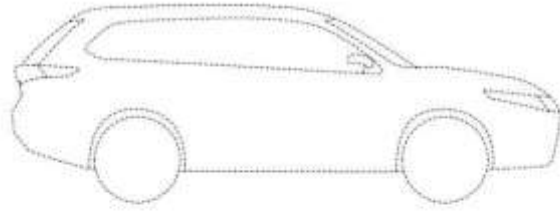
縮小画像図 1 6



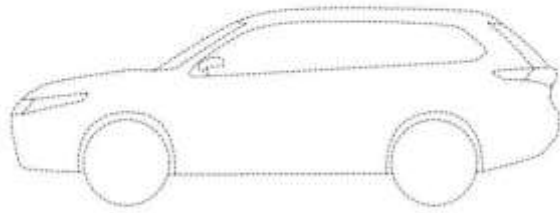
使用状態を示す参考図 1 6



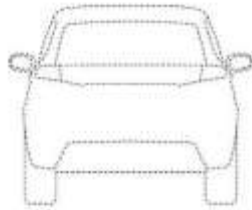
正面图



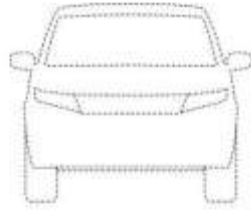
背面图



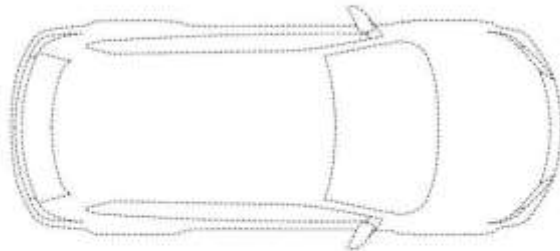
左侧面图



右侧面图



平面图



底面图

